

令和8年度消防局ストレスチェック業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州市消防局職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐこと（一次予防）を目的に、労働安全衛生法第66条の10に定められる心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という）及び医師による面接指導を実施するもの。

そのため、本業務の遂行にあたっては、ストレスチェックの実施、分析及び評価結果に基づく医師による面接指導が実施可能であり、かつ精神医学や産業保健分野の専門的知見を有した人材が在籍していることが求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度消防局ストレスチェック業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア ストレスチェックの実施

(ア) 受託者を実施者とし、北九州市消防局産業医及び消防局人事課保健師を共同実施者とする。

(イ) 実施期間は6月から7月の間、概ね1ヶ月とし、契約締結後は速やかに事前打ち合わせを行う。なお、実施期間は変動する可能性がある。

(ウ) 対象者は1,080人。なお、対象者数は変動する可能性がある。

(エ) 対象者名簿

委託者から受託者へ対象者データを送付することとする。

(オ) 厚生労働省の委託研究により作成された職業性ストレス簡易調査票57項目に基づくストレスチェックをWEBで実施するものとする。

(カ) 個人結果分析、評価は「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」に示されている標準化得点を用いて行い、概ね1ヶ月以内に個人宛てに結果票をWEBで通知する。なお、個人アドレスを所持していない職員については紙媒体(カラー印刷)で出力及び封入し消防局人事課へ提出する

ものとする。(46人程度)

(キ) 結果様式は、事前打合わせの段階で委託者に提示するものとし、その内容や体裁については、基本的な項目を列記するに留まらず、職員が理解しやすいような体裁にするとともに、セルフケアの手助けとなるような助言等を含めるなど、受託者で工夫を凝らしたものとし、高ストレス者には面接指導の勧奨、面談申し出方法を含む内容とする。また、委託者と十分協議するものとし、必要があれば、修正・変更を行うものとする。

イ 高ストレス者の選定

(ア) 「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省策定)(以下「ストレスチェック実施マニュアル」という)に示されている評価基準を用いた方法に準拠し、高ストレス者を選定する。

(イ) 受託者はストレスチェック結果一覧、高ストレス者リスト(部・課・職員番号・氏名・抽出項目等を記載)を作成し、消防局人事課保健師へ提出する。

ウ 集団分析

受託者は消防局が指定した集団で分析を行い、指定した日時までに結果報告書をデータ及び紙媒体(カラー印刷・要仕分け)で消防局人事課保健師へ提出する。

ただし、集団分析が10人を下回る場合は、個人特定につながらない方法をとるものとする。

分析内容は、「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」に示されている「仕事のストレス判定図」を用い、職場環境改善に役立つ分析を行うこと。

エ 個人結果分析及び集団分析の結果については、過去のデータと比較できるように表示すること。なお過去のデータについては消防局が提供するもの。

オ 医師の面接指導の実施

(ア) 面接指導を実施する医師は産業医資格を有する医師とする。

(イ) イで選定された高ストレス者が面接指導を申し出る窓口は受託者とし、申出から概ね1ヶ月以内に面接指導が実施できるよう、日程を調整し、受託者で作成した申込書及び同意書を取得の上、面接指導を実施する。

(ウ) 受託者は面接指導を申し出た者(以下「面接指導者」という)のリストを作成し、消防局人事課保健師に速やかに提出する。

(エ) 日程の変更の希望があった場合は面接指導者と受託者で日程調整を行い、消防局人事課保健師へ報告すること。

(オ) 実施場所は北九州市内とし、受託者が手配する。面接指導は、対面式、一人30分程度の面談とし、午前は9:00~11:30まで、午後は13:30~16:30までの時間帯とする。

(カ) 面接指導では、ストレスチェック実施マニュアルに記載されている内容につい

て確認し、保健指導を行う。また、必要に応じて専門機関の受診勧奨と紹介や産業医面談継続の必要性を判断する。

(キ) 面接指導結果報告書は、面接指導した産業医が作成する。報告については、面談内容がわかるように詳細に記載すること。

(ク) 面接指導実施後は、実施年月日・曜日・実施時間・部・課・職員番号・氏名等を記入した面接指導実施者リストを作成し、面接指導結果報告書とあわせて消防局人事課の指定する日時までに提出する。

(ケ) ア～オについて、事業終了後、実施報告書を作成し、消防局人事課に報告すること。

(3) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

(4) 契約金額

ストレス チェック	ストレスチェック実施 (分析、高ストレス者の選定、結果通知、保存を含む)	全て1人 あたりの単価
	通常の結果通知書(WE B)に追加して下記データを送付 ①人事課が指定する相談窓口に関する案内チラシ ②高ストレス者については、面接指導対象者である旨	
	期間終了10日前に下記の実施 ① ストレスチェック未受験者に対して実施勧奨メール送付(件) ② 未受験者リストを消防局人事課へデータ提出	
	集団分析 「職場のストレス判定図」等の資料提供 (人事課の指定する集団毎に作成 157箇所) データ及び紙媒体(カラー印刷・要仕分け) ※必要部数にあつては別紙参照	
医師による 面接指導	面接指導調整 (通知文の作成、高ストレス者リストの作成含む)	
	医師による面接指導 (面接指導結果報告書意見記入を含む。報告については面談内容がわかるように詳細に記載すること。)	

(5) 支払い方法

履行確認後、正当請求により支払い

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

再委託を行うことなく業務が実施できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区大手町3番9号

担当課名 消防局総務部人事課（担当：石田）

電話番号 093-582-3805 FAX 番号093-592-6898

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年6月2日から令和8年6月15日まで（土曜日、日曜日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

※ ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び
ファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年6月2日から令和8年6月15日まで（土曜日、日曜日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添
付し、提出期限までに直接持参するか郵送により提出すること。郵送の場合、期限ま
でに必着とする。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市消防局人事課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。